

院外処方箋における疑義照会不要項目

1. 成分名が同一の銘柄変更

成分名は同一だが、製剤的特徴が異なる場合は不可とする。また、適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意する。

例：ジャヌビア錠 50mg (先発) ⇒ グラクティブ錠 50mg (先発)

2. 剤形の変更 (同一成分および含量に限る)

安定性、利便性の向上のための変更に限る。ただし軟膏からクリーム剤、クリーム剤から軟膏への変更又は製剤的特徴が異なり用法用量が異なる変更は不可とする。

例：タケキャブ錠 10mg ⇒ タケキャブ OD 錠 10mg

 バイオフェルミン R 錠 ⇒ バイオフェルミン R 散

3. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

製剤的特徴が異なり、用法用量が異なる場合は不可とする。

例：アムロジピン錠 2.5mg 1 回 2 錠 ⇒ アムロジピン錠 5mg 1 回 1 錠

 フロセミド錠 40mg 1 回 0.5 錠 ⇒ フロセミド錠 20mg 1 回 1 錠

4. 半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆 (規格追加も含む)

アドヒアランス等の理由による変更に限る。

逆の場合の例：(粉碎) ワーファリン錠 1mg 2.5 錠 ⇒ ワーファリン錠 1mg 2 錠

 ワーファリン錠 0.5mg 1 錠

5. 湿布薬や軟膏での規格変更

合計処方量が変わらない場合に限る。

例：ヘパリン類似物質油性クリーム 25g 4 本 ⇒ 100g 1 瓶

6. 消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤からテープ剤、テープ剤からパップ剤への変更

同一成分への変更、また合計処方量および規格が変わらない場合に限る。

例：ロキソニンパップ 100mg 3 袋 ⇒ ロキソニンテープ 100mg 3 袋

7. 一包化調剤

患者希望あるいは服薬状況等の理由により一包化調剤を可能とする。ただし、一包化指示の削除は不可とする。

お問い合わせ先：地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 薬剤部

電 話 番 号：055-253-7111（代表）

薬剤部 DI 室（内線：1008）

E - m a i l：di-room@ych.pref.yamanashi.jp

F A X 送 付 先：055-253-8890（薬剤部直通）